



入りますので、まだ政府として取上げ  
るまでには至っておりません。併し一般  
的には人事院の問題のみならず、占領  
下に作られたるもの、制度法規  
その他はできるだけ慎重に研究して、  
趣旨は、いずれも立派なものでありま  
すけれども、実用にあつては、そし  
て能率の差があるように、そして費用  
も余りかからぬようにという趣旨で研  
究をすることにしております。まだ  
私からどういふふうなつもりでいるか  
という御返事はできませんけれども、  
研究の対象には将来なるということ  
申上げますが、ただそれは人事院だけ  
でなくほかのほうも一般に皆研究の対  
象になるということでありませぬ。

○杉山昌作君 将来の研究問題になる  
ということなんですが、これは人事院  
の勧告があり、或いは政府の給與の引  
上案が出る度に非常に大きな問題にな  
つております。御承知の通りこれは  
ひとり勧告に限らず、先般参議院では  
予備審査の段階にありますが、例の専  
断裁定の問題につきましても、あれも  
やはり裁定というものは結局ストライ  
キかできないのだ、だからしてあいつ  
らふうなものになるということになれ  
ば、当然裁定は尊重されるべきこと  
でありませぬが、それらのお取扱等は  
政府のほうでは必ずしも法規的にはど  
うか知りませんが、親切ではなかつ  
た。従つてそれが問題になつて、結局  
国会の中でいろいろな議論の結果、裁  
定は尊重すべきだということ、あの  
案はどうなるかわからない、参議院に  
おける予備審査ではあの案の取扱につ  
いて政府にも多少のお考えもあるよう  
だから、暫らく審議を擱上げたとい  
うことになつた。これらも裁定といふ

告といふ言葉は使つても、い  
ずれも公務員なり或いは準公務員の勞  
働運動或いはストライキといふふうな  
ものを制限して、それを救済する最も  
中正妥當な解決案といふことが勧告で  
あるし裁定であるといふことになつて  
おるのであります。そこらについて  
お取扱について必ずしも今までは十分  
でなかつたからこそあつたといふふうな  
国会の内外を通じた問題になるのだらう  
と思ひますが、只今のお話ですと、こ  
れはいずれ研究問題になるだらうとい  
うことですが、どうぞ一日も早くやは  
りこつた問題はつきりさして、要  
らざる議論紛争を起すことのないよう  
な御措置をお願いしたいと思います。それ  
だけお願い申上げておきます。

○千葉信君 只今の杉山委員の質問に  
對する御答弁の中で、法律が勧告の問  
題を規定したときの考へ方として、人  
事院から出された勧告を政府のほうで  
これを検討して、兩者歩み寄つて最  
後のいい結論を出すという建前であつ  
たけれども、どういふ出発点からして  
この法律の解釈といふものは只今のお  
話ではつきり間違つておると思ひ  
ます。それはどういふ点かとい  
うと、今の官房長官の御答弁では人事  
院と政府といふものの兩者の歩み寄り  
といふことであつておられますけれど  
も、一番大事な公務員諸君の立場とい  
ふものを完全に忘れてる考へ方だと思  
はります。もと／＼本来ならば  
これは公務員諸君と政府との間で一応  
こつた問題について話合つて解決す  
べきものを、そういう状態に放置すれ  
ばどうしてもこれは公務員諸君が自分  
たちの生活の権利を守るために政府と

話合が付かないときは或いは罷業權を  
行使するといふような恰好になつて相  
当の競争が予想される。従つてどうい  
う立場から人事院という中間的な機關を  
設けて、そこで政府と公務員の中間的  
な、兩者の中間的な立場に立つて合理  
的な兩者に納得することのできる合理  
的な結論を出す、そういう立場からこ  
の勧告の問題なんか取上げられてい  
るわけですから、そういうことになり  
ますと、もと／＼の考へ方といふもの  
とは、人事院が出した勧告を政府のほう  
で検討して、人事院と政府との間で  
考へ方が歩み寄るところに最後の解決  
点を持つといふふうな、そういう考へ  
方は根本から間違つた考へ方だと思  
はります。これに對しては官房  
長官どう考へますか。

○政府委員(岡崎勝男君) 歩み寄り  
と私は別に言つておるのではなく、予算  
の關係で政府はこれを見る、これは法  
律においてそうなるのでありませぬ  
です。予算の点から政府はこれを實現で  
きるかできないかといふことを見る  
といふことは當然認められると思ひま  
す。初めから法律にそうなると思ひ  
ます。○千葉信君 そういう考へ方の問題は  
やつてもしよが、政府のほうから、次  
に入りますが、政府のほうとして今度  
の人事院の勧告なり、それから十月の  
十八日に申入れた法律改正に關する意  
見書等を御覧になつて、一人人事院の  
勧告の中で一番大事な、一番根本的な  
点はどういふ点にあるといふふうにお  
考へになられたらどういふか。例え  
ば、つと具体的に申上げますと、この勧告  
の主眼しておられますところは、公務員  
の給與は一万一千二百六十三圓に引上  
げなければならぬ、同時に企業官庁

の職員に對しては特別俸給表をこの際  
適用するように、第三には奨励手当制  
度を設けるべきだ、それから特別手  
当の問題もありませんが、これは一応  
年末手当といふ問題でありますからこ  
れはとにかくとして、その次には休職  
者に對する給與制度を確立すべきだ。  
こういうふうないろいろな條件が勧告  
されておられますが、政府としてこ  
の勧告を御覧になつて、一体この勧告  
の中に何が一番大事だといふふうに御  
認識になられたかどうか、その点を承  
わりたいと思ひます。

○政府委員(岡崎勝男君) どうも誠に  
むづかしい御質問であります。やは  
り我々の考へ方の中心はベースアップの  
点であります。

○千葉信君 私その点では官房長官  
の只今の御答弁に賛成だし、当然だと  
思ふのであります。そういう考へを持  
ちながら政府のほうでは今度御承知の  
ように一万六千二百圓といふ法律案  
を出して来ておられる。この一万六千  
二百圓の中には相當な数字上の疑念を持  
たれる節がかなりあります。その  
一万六千二百圓をそつくりそのまま信用  
するとしても御承知の通り人事院の  
勧告は非常に大きな開きがある。政府  
のほうとしては今度の給與引上げの法  
律案の中で予算上は大體百五十三億と  
いふ給與引上げの何を考えておら  
れるようですが、それでも人事院の勧  
告とは百七十八億五千万圓といふ大き  
な開きを持つて、そつくりそのま  
ま一万六千二百圓といふ政府の数字を信  
用してもそれだけの大きな開きがあ  
るところ、つまり三百三十一億五千万圓要す  
るところへ政府のほうでは百五十三億  
圓しか計上しようとしておられない、他

の特別俸給表であるとか、奨励手当  
あるとか、休職者に對する給與とい  
ふふうな問題もあるにはあるけれども  
とにかく今官房長官が言われたように  
今度の勧告の中で一番根本的な、一番  
人事院が強く主張しておるものや  
はこの給與の引上げといふところに重  
点が置かれておるのであります。而も政  
府のほうから提案された理由を見ま  
すと、人事院の国会及び内閣に對する勧  
告を原則的に尊重しておるといふ言葉  
を使つておられます。こういう重大な  
ものをば疑難に等しい態度で取入れて  
おきながら一方で尊重しておるとい  
ふ方をしておるといふのは誠に珍妙  
だと思ひます。この点に對しては  
官房長官としてはどう考へてお  
りますか。

○政府委員(岡崎勝男君) それは法案  
で御覧の通り平均給與といふんです  
か、一万幾らといふ点では予算の關係上  
人事院の勧告にそのまま従つて行か  
なかつたのであります。従つて、例  
え、例え、例え、例え、例え、例え、  
内では、例え、例え、例え、例え、  
り方とか、或いは休職者の手当とか、  
或いは特別の俸給表を作るとか、い  
ろの点でできるだけ人事院の勧告に  
従つておる。○千葉信君 予算の問題  
の他の關係が、予算といふ財源その  
他の關係が、予算といふ財源その  
ら全部そのままとするといふことは  
なかつた、こういうわけでありませ  
ぬ。

○千葉信君 予算の問題といふこと  
になりますと、これはもう政府として  
例え、千二百億とか、千三百億の増  
分があるなどといふ事実は一方に  
分がかわらぬ、その予算は政府の政  
略的な、極端に言つて政略的な方向に  
非常に多く使われているといふ状態から

言いますと、予算がないという事はもう初めから逃れ口上で、政府のほうで出そうという意思がなかつたからほかのほうに予算をとつてしまつて、あとはこつちのほうにはこれしかないのだということを言うだけであつて、私は予算がないなどという言い方自体がもうすでに人事院の勧告を尊重するという考え方や、それから又民主的に国家公務員法を運営するという考え方を最初から政府が持つていなかった証だと思ふのであります。大体今官房長官は予算上の問題を一方では理由とされながら、一方では人事院の勧告を尊重しただけ尊重したんだという言葉を言つておられるようですが、大体今度の給與予算の問題等を見ますと、まあ今度の政府の給與法改正の一般の考え方とは別として、そういう予算を増額するとか何とかという事について人事院の勧告を尊重したなどということももうすでにおかしく思ふので、私どもは次の点をお尋ねしたい、私どもは承つておられるところにより、私どもは、今年の四月頃政府のほうではやはり公務員の給與は一人当り二千円くらい引上げるんだというふうな話をされたこともあつたようです。これは正式に閣議にかつたのではないかも知れないけれども、総理大臣がそういう意思表示をされて、そうして大蔵当局に予算上の検討をしろということも言われたというふうなことも新聞でも報道されておりましたし、それから又地方選挙のすんだあとでは、検討の結果、千円くらいしか予算上の見通しが立たないというふうな話もありましたし、そして又その後大蔵省のほうでは公務員の給與の引上げのために、千五百円

程度増額するためにいろいろ作業を續けておられるところが、そういう大蔵省当局の作業の過程の中で人事院のほうから八月の二十日に勧告が出ておられる。その出た勧告では明らかにこれはもう千五百円なんかでは足りないという勧告が出ておられる。その後一体政府のほうでは人事院の勧告を尊重して、大蔵当局でいろいろ検討を續けていた千五百円を一銭も増額されてないじやありませんか。初めから一体政府のほうでは人事院の勧告なんかを尊重したり、考慮したりするという気持を持つていないじやありませんか。一体そういうふうな大蔵当局が千五百円くらい増額するとかしないとか言つて検討されていた後に、出た人事院の勧告に対して、改めてその増額分なんかについて考慮されたことがあるのですか、ないのですか、その点を承わりますか。

○政府委員(岡崎勝男君) いろいろ千葉委員からお話がありました。これは千葉委員の御意見でありまして、我々は無論人事院の勧告が出ればそれはまじめに検討し、又財源も検討するのは当然のことです。

○千葉委員(岡崎勝男君) 御質問は検討したかどうかということだと思ひますか。

○千葉委員(岡崎勝男君) 無論検討したんです。

○千葉委員(岡崎勝男君) 一銭も増額できなかったのですか。

○政府委員(岡崎勝男君) 今も千葉委員から、自分でもおつしやつたように、二千円ということもあつたかも知れない、千円ということもあつたかも知れない、千五百円になつたかも知れない。要するに財源と眺み合せての問題ですから、初めから千五百円しか出さんという事にきめて、人事院の勧告が出て一銭も増額しない、そういうことじやない。一遍もきめたことではないのであります。人事院の勧告が出てから検討して幾ら上げることができるといふことをきめた。その結果が大體千五百円という今の案になつたわけです。その前に幾ら上げるといふことをきめたことは全然ありません。

○千葉委員(岡崎勝男君) そんなことを言つたつて国民は第一この答弁しや納得しません。幾ら政府のほうで人事院の勧告の出る前に、千五百円なんて金額を考慮したとかしなかつたとか言つたつて、あんなにじやん／＼新聞なんかで報道されている。これはもう政府のほうでは新聞に出た記事なんかには我々は責任を負わないということ切口上として、いつでも言われておりますけれども、あれほど報道され、私どもも大蔵省のほうへ行つてそういう作業が行われていたことを知つておられる。それをあなたも今ここで、国会で答弁さすしやええ、それだけで万事終るんだというふうな恰好で、我々は千五百円なんという問題は全然と上げも考えもしなかつた、人事院の勧告前にそんなものはと上げもしなかつたなんて言つたつて、それは答弁としては一応それですむかも知れんけれども、国民の腹の底から納得しないような答弁をしておいて、それで通るといふようなことを思つておられるなら、あなたは實際民主主義国家としての官房長官の立場を忘れておられるじやないか。まあ併しその間

題についてはこれ以上官房長官はお答へになるはずありませんから、この点は私も法案審議の上で考慮することにして、その次の問題に入りたいと思ひます。

この前の八千円ベースのときに、御承知の通り上と下との倍率の問題がございましたことは、これは官房長官も御存じだと思います。人事院のほうからは七・五倍という倍率の勧告が出て、政府のほうではこれを八・三倍というふうにして上下の開きを拡大して国会にお出しになつた。そこで国会の中で、こういう低い賃金の水準の中でこんな上下の倍率を開くことは差控えるべきだといふ点が相当論議の対象になつたはずであります。ところが今度の勧告と政府案とを比較して見ますと、これは冗談かも知れませんが、今度の人事院の勧告は十倍強の倍率で、政府案のほうは九倍強の倍率だ、人事院よりも上下の開きを縮めたんだから、だから今度はこの前のようにこの点についての論議は行われないうら、そうして笑ひ話みたいになつて、政府案を作成された大蔵省の一部の人が、今度は千葉がこの倍率の問題で何と言つて文句を言うだろうと楽しみにして、それで私どもも本当にそういうふうな政府案の倍率の問題について文句を言わなくてもいいような政府案が出て来るんだらうと思つていたところが、どつこい出て来たものを見たら実は今度の政府案では人事院の倍率よりもつと開いたあくだい倍率の政府案を出して来ておられるのです。勿論今度の政府案の倍率は一番下と一番上とを比較すると成るほど九倍強です。併し今

度の政府案の特徴を見ると、上からつと直線を描いて来た給與の倍率が、三級以下に行くにつつとこれがはね返つて、一級、二級、三級だけが特に増額されている。一級、二級、三級だけが、特に一級だけが増額されているために、成るほど一級と十四級との倍率は縮まつた。併しそのために一番不利益を蒙つておられるのは一番公務員数の多い、而も一番働いておられる中堅的な四級、五級、六級という連中が片つ端から叩かれておられる。一体こういうふうな上下を平均して殖やすような、当然やらなければならぬまじめなやり方をしないで、どうしてこういうインチキな、どうしてこういうためにする悪意を持つたと言つても差支えないようなこんな作り方をされたか、その理由をこの際承わりたいと思ひます。

○政府委員(岡崎勝男君) これは我々としては何と申しますか、基準の四千円なら四千円というところを幾歳の人に置くかというふうな点を先ず見まして、そうしてあとは普通の方法でつと計算して行つたわけでありまして、それについては人事院の勧告の趣旨も十分に考慮しまして、それで今の俸給表を作つたわけでありまして、おつしやる点は非常に技術的で、私よりも或いは説明員のほうがよく説明が出来るかも知れませんから、我々としては決して悪意を持つてやつたんだではない。これでもちやんと行つておられるのだと確信しておりますが、細かい点は説明員からでも十分御説明申し上げます。

○千葉委員(岡崎勝男君) 官房長官が御答弁できるよりは御質問を申し上げます。この問題に關して、大體政府のほうでは今おつしやられた十八歳の独身の公務員を基

準として人事院のほうからは四千二百円の勧告がなされた。政府のほうからはこの基準に対して四千円という法律案が出て来た。そして政府のほうでは人事院の勧告に比べても成るほど俸給表では二百円少いけれども、併し税率の改正等によって大抵人事院の勧告通り支給した場合に受取る手取金額よりも、税率の改正を見込めば政府案のこの四千円の方が手取がむしろ一円くらい多くなる。こういう政府のほうでは基準の十八歳の諸君だけを例にとつて、自分のほうの給與も決して人事院の考へと、人事院の勧告よりも不利ではないのだという説明をされておりますが、先ほど申し上げたように、一級、二級、三級のところだけ直線を画いて来た給與の増加率から見ると、ぐつと殖やしているために、成るほど二級三級のこの基準の四千円の公務員は政府案と人事院案とは大差ないようです。併し大差ないけれども、今度は先ほど申し上げた四級、五級、六級という諸君になると、政府案と人事院案とがその税率を全部計算してみても非常に段違いになつて来ている。その点はつきり申し上げてみると、一級から二級までは大抵政府案のほうが少し手取が成るほど税金を計算すれば損にはならなくなつた。ところが今度所得税や地方税なんかを全部計算すると、極端な例で行くと、一級三号の場合にはこれは勧告と政府案とを比べてみると、二百七十一円ですから、この点は余り大した問題にならない。これは本俸のほかに東京都の地域給をもらつていて人の場合の計算ですが、それを全部つけて計算すると、成るほど政府案のほうが二百七十一円だけ多くなつてゐる。税金

を全部計算してです。それから二級の三号あたりでは少しこの点は多くなつておる。ところが驚いたことには、例えば四級四号に行くと、今度は人事院案に比べて政府案のほうは税金を全部計算しても百九十四円足りないのです。それから五級の五号なんかの場合にはこれは百七十九円足りない。最も極端な例を言うと、八級五号の場合には政府案のほうで四百六十七円、税金を全部今度の改正される税率で計算しても四百六十七円足りないのです。以下大体もう十一級あたりまでは完全に政府案のほうで非常に手取金額が少くなる。税金を計算すればそうはつきりなるのです。こういう恰好だと、政府のほうで盛んに二級三号の基準だけを盾に取つて、おれのほうが決して損じやないのだということを言つておられますけれども、一級、二級だけの場合であつて、その他の連中は、その他の諸君の場合には非常に不利になつておる。こういうふうな税金を全部計算してもなお且つ大きく不利になるような取扱をどうして最も中堅的な四級から七級、八級の諸君に対して取らなければならぬか。この理由を一つお伺いしたいと思います。

○委員(吉田法晴君) ちよつと途中ですが、官房長官は衆議院の内閣委員会で恩給法の採決をするので、暫時暇をもらいたいという、こういう申出でございしますが……。

○委員(吉田法晴君) 休養前に引続き質疑を続行いたします。

○委員(長瀬君) 理事千葉信君委員長席に清く。

○委員(長瀬君) 官房長官がこちらに行かれました。副長官の菅野さんが来られておられますから、今千葉委員からいろいろ基本的な御質問が随分ありましたのですが、十分なお答えが頂けなかつたので非常に残念がございしますが、まだあの御質問が随行されるようございしますが、今まで千葉委員からお聞きいたしましたような内容につきまして、多少補足的な意味で副長官にお聞きしたいと思ひます。

○委員(長瀬君) 一般職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明書、この日度私引揚げのほうに行きまして、あとから聞きますと、十分審議はされていなかったようございしますが、この提案理由の説明書につきましては、二、三お聞きしたいと思ひます。最初の二頁で「職員の困難な生活事情にかんがみまして」と書いて

ありますから、政府におかれましても、やはり現在の給與体系でもとも公務員の生活を支えることはできない、そのために給與を改訂して生活の安定を図るというこの意味のお気持はあつたことだと思ひますが、その次のところに、給與水準の研究がなされていたということ、それから所要財源の捻出に鋭意努力を続けて参られたということを書いてありますが、従いまして人事院の勧告案が出されます以前から、もつと具体的に申しますと、昨年末の給與の改訂直後からつとこの誠意を具体化する意味におきまして、御研究が続けられたことだと思ひますが、今官房長官に聞きますと、結局まあ今度の政府案がその最後の結末だということになつておられます。それが、時間的な関係でお聞きしたいのは、理窟は人事院の勧告案が出て、それと見合せて政府の最後案が出たことになつておられますが、やはり勧告案が出ますまでも相当人事院も作業し、相当時間もおつたことだと思ひますが、その間において或る一つの水準といつたような、まあ結論じやないけれども、中間案といつたようなものが政府のほうで持たれましたかどうか、持たれておりましたならば、どういふような研究をされて、どの程度ということが妥当だと、例えば四月の時期と六月の時期と八月の時期と、又現在とではおの／＼変つておられますけれども、その各段階にはやはり一つのこの程度はなかつたらんといふものがあつたらんと思ひます。この御研究されました具体的な経過、その中の節々のところだけちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(菅野義丸君) 公務員の給與……。

○理事(千葉信君) どうぞお坐りになつて下さい。

○政府委員(菅野義丸君) 公務員の給與につきましては、その後の物価の値上り等は常に注視いたしておりました。それに対して給與の改訂をしなければならぬというふうな結論を持ちました。その財源の捻出に努力いたしましたのは、人事院から政府に対しては勧告がなされました以前一、二月のころだと記憶しております。併しながらこれは主として財源捻出でございますので、政府全体として決意をはつきりしたのではなく、むしろ大蔵省等におきまして、財政全般を見ましてどのくらいの財源が一体可能であるかというふうな検討をいたしております。併しながら給與の改訂というものは勿論財源によつて相当のいろに變つて来るのでございしますが、その後の物価の値上り、或いは民間等の給與の実態を毎月勤労統計というふうなもので以つて見まして、財源と睨み合はせて研究しておつたのであります。従いまして御質問の或る一定の財源の具体的数字を確定して、そしてそれでやれば何円ベースになるというふうなことは政府として決定したものではなく、大蔵省等では以ていかなる案を考へておられますか、そういうことが、数字が出まして、それが若し閣政府の案であるかのごとく伝えられたのであります。政府といつたものでは、最後の決定は勿論人事院からの勧告があつた後でございます。それまでは研究或いは検討の途中の段階の

数字でございます。

○森崎隆君 今の言葉から考えますと、ベースの改訂という科学性に立脚いたしましたベースそのものスライ

下の研究ということやなく、先ず財源という面からこれを中心にして御研究になつた、言い換えましたならば、出し得る財源というものの一つの絶対条件の下に給與水準というものを作り上げて行こうという御方針で御研究になつた、こういうように解釈していいのでございませうか。

○政府委員(菅野義丸君) それが政府といたしまして、この給與改訂の裏付をする場合におきましては、非常に大きい要素になりますので、勢いそれに重点を置いてやるのでありますが、先ほどお答えいたしましたように、そのみでは完全ではありませんので、その他一般客観的情勢を常に注視して、それと腕み合せて検討しておつた次第であります。

○森崎隆君 それで二頁の「目下財政経済等の諸事情を総合的に勘案して」云々ということになつて来ましたので、それではその次に「給與改訂は一日の遷延をも許さない情勢に立ち至つておるのであります。」これはやはりはつきりね、結論が出たと思ひます。これ以上ベース・アップをしないでおくことはできないという結論に出されたと思ふ。これはつきりした結論を出されたと思ふ。このはつきりした結論に出されたものは、一体どういふものではつきりした決定がなされたか、それをお聞きしたい。

○政府委員(菅野義丸君) これは主として人事院の政府並びに国会に対する給與改訂の勧告であります。

○森崎隆君 それでは人事院の勧告案が出まして後に決定がなされたというように考へてよろしうございませうか。

○政府委員(菅野義丸君) さようでございます。

○森崎隆君 その次のところでございますが、「一生計費、民間賃金その他諸般の事情を彼此勘案いたしました上、これは結構であります。」

「理事千葉信君退席、委員長着席」

「つとめて人事院勧告を尊重する建前の下に」といふお言葉が来ましたが、これまでつと研究されて来まして、この大筋が、財源措置というものの大きな条件の上に立つてベース改訂のことが考へられて来た、そういう関係から人事院の勧告案を尊重するに至つたのでございませうか、言い換へましたならば、政府自体に人事院の勧告案、あの水準に対抗するよふな一つの給與に対する基本的な意見がまだ作られていなかつたところに人事院の勧告案が出た、従つてその人事院の勧告案を尊重するといふよふなことに解釈していいのでございませうか。

○政府委員(菅野義丸君) さようでございます。

○森崎隆君 その場合、人事院の勧告案を尊重する建前というのですから、どの程度尊重されたか、具体的には何人人事院勧告案のどこを、又どこどこをどのよふに尊重して政府案が打ち立てられたか、尊重の具体的な御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(菅野義丸君) 人事院の勧告案につきましては、財源の許す限りこれが全部そのまま尊重して法律案にするのが理想でございますが、何分に

も財源にも制限がございまして、これは又一般財政状態との均衡からも出し得る財源というものが定つて参りますので、人事院の勧告の中におきまして、給與の額につきましては勧告通りには参つておらないのでございませうか。それでその他の点につきましては奨励手当を、現業職員に対する奨励手当の問題は多少まだ検討の余地がございませうか、これを勧告通りにはできないか、つた、この以外に給與表の作成の方針、又その方法、その他休職者の、休職職員の給與等につきまして、殆んど人事院の勧告をそのまま採用して法律案を作つたよふな次第であります。

○森崎隆君 勧告案を尊重するといふことにつきまして、今のようなお言葉があつたよふでございませうか、その点いろいろ私ども疑問を持つておるわけでありませう。例えば人事院の勧告案でこれ／＼の予算が要る、それだけ〇〇程度の予算しかない、その三〇〇％をどんなにして減すかといふ一つの方法論が出て来るわけですね、言い換へましたならば、人事院の勧告案の一つの水準といふものを個々一つ／＼に平等に何％減といふことがあつて来るわけですね、そういうよふにして予算等ではくつたが、それ以外に全面的に尊重したといふことは、一つはつきりした話もわかると思ひます。実際に出されたベースはさつきも千葉委員が申されましたが、大府政府の手で政府自体の独自の意見があるといふことを如実に証明しておるよふに、政府自体の考え、御意見というものが政府案の中に入つてあるよふな気がいたします。その点につきましてはどうか。

○政府委員(菅野義丸君) 財源の点が人事院の勧告通り踏えない場合におきましては、ひとり俸給表の個々の額ばかりでなくその他についても多少是正を要する関連事項がございませうか、その点につきましては、政府の考えをいれまして案を作りまして、最後の決定は国会の御審議に待つという方針を以ておる次第であります。

○森崎隆君 さつきは奨励手当、それから財源の制限の枠内からいろいろ政府の意見を入れた、それ以外に全面的に人事院の案を尊重していると言いますが、具体的にはちつとも尊重されたところが私にはわからないのでございませう。地域給の問題はこれは一応全面的といふことになりませうか。そういう具体的なところ、どこどこをどうだ、例えば一つのカーブがございませう、ベースの水準で人事院のカーブと政府のカーブでは大分千葉委員が指摘されたよふに、違つておるのであります。私たちは悪意という気持はないので、やはり或るベースがございませう、それを予算的に全面的に出せないから、何とか何割か減さなければならぬといつたときに、公務員全体の生活といふものを本当に何とか守つてやろうといふ気持がございませう、その乏しい枠内におきまして最大多数のものを成るべく優位にしてやろうといつたよふなお考えは当然政府の気持としてなければならぬと思ひます。ところが出されたベースを見ますと、何と申しますか、ちよつと彎曲したよふな中だるみと申しますか、さつき千葉委員が申されましたよふに、四級、五級、六級のあたり、実はここが一番公

務員がたぐさん入つておる、そこに全部入つておる、初任級あたりのところ、それから上のほうは極く少数、そこにどうも私ども割切れないものがある、これは繰返して恐縮ですが、千葉委員がさつき指摘されましたよふに、素直に全体を何％か減すというところになれば、又政府としてもそれは筋が通つたこととございませうか、一級、二級あたりのところはちよつと意識的か何か上げておるのです。それは四千のところをどこに取るかという御意見で、これは人事院と意見が違つたと言へばそれまででございますが、あそこを上げますと、倍率が非常に低くなるというよふな点もございませう、私たちが悪意でこれを考えますと、何か人だましたためにわざ／＼末端だけを吊り上げて、まん中をくつと押上げて又上げるという非常に悪質なカーブを意識的に出したのではないかといたよふな結論にならざるを得ないのであります。この点について一つ腹藏のない御答弁を頂きたい。

○政府委員(菅野義丸君) お言葉でございますが、政府のほうでは財源の制限がありますので、成るべく公務員の数の多いところを故意に減らして、さうして均霑するよふにしようといふ、言い換へれば俸給表の体裁をよくして、少い財源で以てたぐさん上げたかのごとく見せかけるよふな意思は毛頭ないのでございませう。人事院勧告をどの程度尊重したかといふことにつきまして、具体的に申上げますと、先ず俸給表の作成でございませうが、成年独身男子の標準生計費を人事院勧告と同様に二級三号といたしましたのは同様であります。この点につきまして前回は

人事院と不幸にして意見が違いました。勸告通りにはできなかつたので、今回は二級三号で人事院の勸告通りであります。それからその類につきましては、これは人事院の勸告当時予想されなかつたいろいろな諸料、金、運賃等の値上げ及び今回の臨時国会に出しておられるところの比較的収入の勤労者に対する大幅な減税という要素も勸告には入つておりませんが、これは当然入れまして、計算いたしますと、人事院勸告が四千二百円になるのが、政府の計算は四千円でございます。この点につきましては人事院も了承しているような次第であります。その四千円を二級三号にしまして、今度はその上のほうでございますが、今回の人事院の勸告はすでに御説明があつたと思ひますが、各級ごとに民間の給與を刻明に調べまして、そうしてその平均の近似値を取つてカーブを描いているのであります。従いまして、政府といたしましては、その人事院の非常な努力と手数の結果を全面的にこれを尊重いたしました。その給與曲線に沿ひまして俸給表を作つたのでございます。併しながら二級三号に四千円を置いたということ、それから最低の給與を確保したいというふうな気持ちから多少その辺の格差は違つておりますが、カーブは人事院のカーブに一分二角ばかり減らしたものがそのままのカーブになつて懸つていられるわけでございます。その結果大体この十四級の最高といひますか、いわゆる通し番号で七十号くらいのところは人事院の民間給與の実態調査によりまして、取締役級の給與額に該當いたしますので、その結果におきまして検討

しますと、あながち局長級が取締役級に該當するといふことで以て不当なものでないように考へるわけでございます。それから企業官庁の職員に對しましては、勤務の特殊性に依りまして、人事院の勸告通り企業官庁職員特別俸給表というものを作ります。それから先ほどお話のように、勤務地手当の支給区分は本年五月の人事院の勸告をそのまま採用いたしました。それから休職者の給與につきましては、人事院の意見を十分尊重いたしました。これを法文に明記したのであります。なお、人事院勸告では八月からこの給與の改正をするよつたといふ勸告でございましたが、遑つて二月、三月目に給與の改訂をするといふことは、今回の法律案の附則を御覧になつてもわかりますように、非常に複雑な手数をとりまして、恩給法その他につきましてもいろいろの問題が起りますので、政府の案は十月からいたしました。その八、九の二分は本年に限りまして年末手当を〇・三だけ増額するといふことで以て一応実質的には八月から改訂をしたと同様につきましても、勸告の趣旨を尊重しているよつた次第であります。従いまして、先ほど御質問のありました四級、五級のところが中だるみになつておられるのじやないかというふうなお話につきましては、民間のその程度のところの給與がそうなつていられるのであります。その人事院の曲線を尊重いたしました。それに沿つて今回の俸給表を作り上げたよつた次第であります。

これは専門員室のほうでお作り頂いた資料によりまして、一級から十四級までずつと地域級なんかを加算しまして、税金なんかを全部差引いてあるのですが、人事院の案の場合には手取は幾らか、政府案の場合には手取は幾らかという比較をして見ますと、一級、二級、三級あたりは政府案は人事院案よりは少し手取が多いので、この点は若し人にとつては感謝申上げるところであります。だん／＼漸増いたしました。四級か五級あたりから人事院の案よりも政府案のほうがだん／＼手取が減りまして、最後に十一級あたりだつたと思ひますが、その辺になると、こうなつております。一級三号では勸告案が先ず税金控除額を引きまして、四千二百五十円になつております。政府案では四千四百円になつておりますからこれはよいわけですね。これが二級三号になるとどうなつておるかと言ひますと、人事院案では四千四百一円、政府案では四千六百十九円、こうなつております。三級、四号になると今度は俄然ここで変わります。人事院案では五千九十二円、政府案では五千八十五円、ここですでに七円ほどのマイナスになる。四級四号になりますと、もつとマイナスがひどくなります。一番ひどいのはどこですかね。八級の五号、これが山であります。ここになりますと、勸告案では大体一万四千九百二十二円、ところが政府案では一万四千四百五十五円で、随分開きがある。ずつと見ますと、十二級三号を最後といたしまして、十三級前後になりますと、今度は政府案のほうがプラスになつて行くのです。この中だるみというのは實際私たちが考えますと、政府はあなたのほうでいろいろ申されましたが、この現実を見ます

と、私は非常に腑に落ちない点がたくさんあるわけですね。勿論これは家族構成の問題もござりますが、結局公務員の生活実態から考えますと、五級、六級、七級、八級、九級あたりは政府案は勸告案よりもずつと低くなつておる。この部面の人々の生活が一番今脅かされておられるのじやないかと思ひます。金が足りなければ足りないで、こういうところをもつとよくするといふことについて、そういう意味の研究は当然給與についての研究としてやつてもらひたかつた。それがこれは具体的なこういう資料がござりますので、これについて非常に私は不満に思ふわけなんです。こういうふうな悪意がなくて、こういうふうな私さつきも申上げました私たちの意見は、昨年の十二月におきまして、官房長官、それから磯田さんと随分渡り合ひまして、どうしても調整法との間違ひを幾ら突つ込んで、あの法案のほうは頭として応じなかつた、飽くまで突つ張られた、到頭突つ張つてしまつた。突つ張つた結果あなたの方の押切つたところの政府案が正しかつたかといふと、その後にいろいろの問題が出て来た。今でもそうでしょう。予算を特別組まなかつたが、あの調整法その他の調整のために特別に費用を使つていられるでしょう。そういうふうな間違ひがござりますと、一旦政府が出したといふ面子を中心にして、我々がとにかく素直にこれが適当じやないかと言つた意見に對しまして、徹底的にあなた頭張られたんですね。非常にあのような私は悲しく思ひました。ああいうよつた気が又今度もあるのじやないかというよつた、私は一度だまされて来

ますとそういう気になるのです。そこが問題で、やはり公務員の給與について政府は本當にまじめに考へていられると、この提案理由の説明書なんか案にうまく書いてござりますが、果して本気でこれだけの気持を持つておるかどううか、そこへ結局帰着する問題なんです。そういう点から私たちがやはりいろいろと今度は大まかでないといふ気持でだん／＼人が悪くなるんだいな、そういう意味でお聞きしておるのでございます。そういう観点から立ちますと、やはりここにも一応努めて人事院勸告案を尊重するなんて申しておりますが、私たちが考へますと、どうも尊重してない、まあ小さな問題はいろいろございまして、本當に勸告案を尊重する、基本的な尊重の中心になるものは、これはこの間も公述人にも東大のあの鶴岡先生も来て頂いたのですが、鶴岡先生もこの点につきり言つておられました。私は非常に感服したのでござりますが、勸告案を尊重するといふことはベースそのものを尊重するといふことなんです。それ以外の末梢的なものを幾ら理由を付けて、あれを尊重した、これを尊重したと申しましても、それは本當に尊重したことになるのです。中心の一番大事な眼目だけうんと削りまして、その他の面であつた／＼きれいに申されても、私たちはやはり納得行きかねる。従いまして、この提案の説明書の中的人事院の勸告案を尊重したといふ言葉ですね、美辭麗句として従来のような官庁の文書としてこういうことを言わなければ気が済まないのじやないけれども、給與につきましても少し端的に私は言うべきじやないか、

から十四級までずつと地域級なんかを加算しまして、税金なんかを全部差引いてあるのですが、人事院の案の場合には手取は幾らか、政府案の場合には手取は幾らかという比較をして見ますと、一級、二級、三級あたりは政府案は人事院案よりは少し手取が多いので、この点は若し人にとつては感謝申上げるところであります。だん／＼漸増いたしました。四級か五級あたりから人事院の案よりも政府案のほうがだん／＼手取が減りまして、最後に十一級あたりだつたと思ひますが、その辺になると、こうなつております。一級三号では勸告案が先ず税金控除額を引きまして、四千二百五十円になつております。政府案では四千四百円になつておりますからこれはよいわけですね。これが二級三号になるとどうなつておるかと言ひますと、人事院案では四千四百一円、政府案では四千六百十九円、こうなつております。三級、四号になると今度は俄然ここで変わります。人事院案では五千九十二円、政府案では五千八十五円、ここですでに七円ほどのマイナスになる。四級四号になりますと、もつとマイナスがひどくなります。一番ひどいのはどこですかね。八級の五号、これが山であります。ここになりますと、勸告案では大体一万四千九百二十二円、ところが政府案では一万四千四百五十五円で、随分開きがある。ずつと見ますと、十二級三号を最後といたしまして、十三級前後になりますと、今度は政府案のほうがほうがプラスになつて行くのです。この中だるみというのは實際私たちが考えますと、政府はあなたのほうでいろいろ申されましたが、この現実を見ます

と、私は非常に腑に落ちない点がたくさんあるわけですね。勿論これは家族構成の問題もござりますが、結局公務員の生活実態から考えますと、五級、六級、七級、八級、九級あたりは政府案は勸告案よりもずつと低くなつておる。この部面の人々の生活が一番今脅かされておられるのじやないかと思ひます。金が足りなければ足りないで、こういうところをもつとよくするといふことについて、そういう意味の研究は当然給與についての研究としてやつてもらひたかつた。それがこれは具体的なこういう資料がござりますので、これについて非常に私は不満に思ふわけなんです。こういうふうな悪意がなくて、こういうふうな私さつきも申上げました私たちの意見は、昨年の十二月におきまして、官房長官、それから磯田さんと随分渡り合ひまして、どうしても調整法との間違ひを幾ら突つ込んで、あの法案のほうは頭として応じなかつた、飽くまで突つ張られた、到頭突つ張つてしまつた。突つ張つた結果あなたの方の押切つたところの政府案が正しかつたかといふと、その後にいろいろの問題が出て来た。今でもそうでしょう。予算を特別組まなかつたが、あの調整法その他の調整のために特別に費用を使つていられるでしょう。そういうふうな間違ひがござりますと、一旦政府が出したといふ面子を中心にして、我々がとにかく素直にこれが適当じやないかと言つた意見に對しまして、徹底的にあなた頭張られたんですね。非常にあのような私は悲しく思ひました。ああいうよつた気が又今度もあるのじやないかというよつた、私は一度だまされて来

ますとそういう気になるのです。そこが問題で、やはり公務員の給與について政府は本當にまじめに考へていられると、この提案理由の説明書なんか案にうまく書いてござりますが、果して本気でこれだけの気持を持つておるかどううか、そこへ結局帰着する問題なんです。そういう点から私たちがやはりいろいろと今度は大まかでないといふ気持でだん／＼人が悪くなるんだいな、そういう意味でお聞きしておるのでございます。そういう観点から立ちますと、やはりここにも一応努めて人事院勸告案を尊重するなんて申しておりますが、私たちが考へますと、どうも尊重してない、まあ小さな問題はいろいろございまして、本當に勸告案を尊重する、基本的な尊重の中心になるものは、これはこの間も公述人にも東大のあの鶴岡先生も来て頂いたのですが、鶴岡先生もこの点につきり言つておられました。私は非常に感服したのでござりますが、勸告案を尊重するといふことはベースそのものを尊重するといふことなんです。それ以外の末梢的なものを幾ら理由を付けて、あれを尊重した、これを尊重したと申しましても、それは本當に尊重したことになるのです。中心の一番大事な眼目だけうんと削りまして、その他の面であつた／＼きれいに申されても、私たちはやはり納得行きかねる。従いまして、この提案の説明書の中的人事院の勸告案を尊重したといふ言葉ですね、美辭麗句として従来のような官庁の文書としてこういうことを言わなければ気が済まないのじやないけれども、給與につきましても少し端的に私は言うべきじやないか、

から十四級までずつと地域級なんかを加算しまして、税金なんかを全部差引いてあるのですが、人事院の案の場合には手取は幾らか、政府案の場合には手取は幾らかという比較をして見ますと、一級、二級、三級あたりは政府案は人事院案よりは少し手取が多いので、この点は若し人にとつては感謝申上げるところであります。だん／＼漸増いたしました。四級か五級あたりから人事院の案よりも政府案のほうがだん／＼手取が減りまして、最後に十一級あたりだつたと思ひますが、その辺になると、こうなつております。一級三号では勸告案が先ず税金控除額を引きまして、四千二百五十円になつております。政府案では四千四百円になつておりますからこれはよいわけですね。これが二級三号になるとどうなつておるかと言ひますと、人事院案では四千四百一円、政府案では四千六百十九円、こうなつております。三級、四号になると今度は俄然ここで変わります。人事院案では五千九十二円、政府案では五千八十五円、ここですでに七円ほどのマイナスになる。四級四号になりますと、もつとマイナスがひどくなります。一番ひどいのはどこですかね。八級の五号、これが山であります。ここになりますと、勸告案では大体一万四千九百二十二円、ところが政府案では一万四千四百五十五円で、随分開きがある。ずつと見ますと、十二級三号を最後といたしまして、十三級前後になりますと、今度は政府案のほうがほうがプラスになつて行くのです。この中だるみというのは實際私たちが考えますと、政府はあなたのほうでいろいろ申されましたが、この現実を見ます

こういふような言葉は取上げてもらいたい、人事院の勧告案を尊重しようと思つたが、できなかつたらできなかつたと正直に言うべきなんです。それをきれいに言つてこれで置くということに非常に私たちは実是不満を感じるわけなんです。そういう意見を附してこの点非常に遺憾の意を表したいと思ひます。

それから結局財政措置の問題で財源の捻出ということが中心になつて来ておるのでございませうが、これは官房長官あなたがたのほうで結局大蔵省との折衝は随分あつたことだろうと思つたので、公務員のためには随分大蔵省との折衝の意味におきまして、少くとも私は期待いたすのでございませうが、あなたがたのほうでは何とかな人事院の勧告は実施したいというふうな気持ちの上に立つて大蔵省と財源措置の問題で折衝されたことだと私は信じたいのでございませうが、そういう折衝の経過等につきまして、まあお答えできる範囲で承わりたいと思ひます。

○政府委員(菅野義丸君) 財源と申しますときには、必ずこの補正の予算になるわけにございませうが、補正予算の案を作り出すときには、大体どのくらいの財源が給與改訂のほうに向けられるか、従つてその財源を現在の平均給等に加えればどのくらいになるかということとは検討をいたしましたきめなければならぬのでありますが、そのときまでに至るまで、つまり大体の骨子の案ができるまでは内閣といたしまして大蔵省と数回に亘り非常な折衝をいたしましたして、そして大蔵省のほうでもできるだけの財源を給與改訂のほうに廻すという気持ちでいろいろと検討

討してくるわけでありませうが、今回の人事院の勧告はどうか考えましても、現在の財政事情からは全面的にこれを呑んでその財源の賄いをするということとはできないという結論になりました。今一回一応一人当りの平均給千五百円程度ということに以て案を作らざるを得なかつたような次第であります。併しながら公務員の給與をよくしなればならぬということにつきましても、仰せの通り政府といたしまして、常に考へておるところであります。将来財源の余裕さえできれば、人事院の勧告をそれこそそのままでも採用いたしたいと、かように考へておる次第であります。

○森崎隆君 そのお言葉はもう今までたび／＼聞いたのでございませうが、それがまあ具体的な現われ方によつてですね、私はその言葉を信用する度合が実は變つて来るわけなんです。大蔵省と大蔵省との折衝、勿論これは政府でございませうから、その中でどうこうということには私たちがして言ひ得ない立場でございませうが、やはり折衝されたことだと思つたので、私たちが本當に聞きたいのはどの程度あなた方が頭張られたかということ、言い換えましたならばこれは人事院の勧告案をこれに何とか実施するといふ気持ちが果して当初からあつたかかないかということをお聞きしたかつたのであります。その点につきましては何かもつと具体的な御説明はつかないものでございませうか。

○政府委員(菅野義丸君) 人事院の勧告を仮に全部このまま実施するといたしますと、一般会計、特別会計で二百七十八億二十六年度において増加し

なければならぬような計算になるわけにございませう。現在の財政上二百七十八億の金を二十六年度十月以降だけで以て要するような給與の改訂は、到底我が国の国力の堪え得られるところではないということであるのであります。政府案を実施する上におきましては、一般会計、特別会計でございますが、表面的な数字は百五十二億でございます。併しながらこれは各会計の間いろいろ重複等がございませうので、これらを差引きますと、百二十七億でございます。而もこの勧告をそのまま実施いたしますと、現在のベースに對しまして三割一分以上の値上げになるわけにございませう。政府案は一割七分四厘という数字でございますが、民間給與の実態を見まして、本年の一月以降こんな大きな値上げはしておられないのであります。大体私のほうで以て見ますと、大体二割強くらいでございまして、とにかく現在の給與といふものがよかれ悪しかれ一月一日から実施するやうに国会のほうで以ておきめになりました、それを実施してございませうが、それから以後考へて民間が二割強の値上げにしかなつておられないのに、公務員だけが三割一分強の値上げをするといふことは、何としても国民の了承するところじやないとかよりに考へましても、一応政府案をとつたのでございませうが、勿論人事院の勧告は非常に科学的な根拠の上に立つて、若し財源の点が許されるならば現在あるべき理想の公務員の給與体系であるといふふうな言われておるのでございませうが、私たちは常に現在の給與に對してどういふ関連に見るかといふふうな考へて参り

ますといふと、先ほどの御説明申上げたやうに相當な値上りになりますので、而も財源も倍以上に財源がかかるというやうな点で止むを得ず千五百円程度で以て案を作つたやうな次第でございませう。

○森崎隆君 副官房長官のその御意見、まあ三割以上上がるのはどうもおかしい。そのこと自体は私よくわかるのですが、ただあなたのおつしやるその意見は言葉を変えたならば、昨年末に決定したあのベースで本年の一月一日のあの実施のベースですね、あれは当然公務員が文化的な生活の最低水準を保持できるという一つの基本的なことがはつきり確立された上におきまして、余り上がらしてはいけないといふことはこれはわかりませう。言葉を変えたならば、この前のベースそのものがあつたやうに歪められておるという、言葉を変えたならば、前のベースの修正プラス今度の上昇率を加えるといふやうな建前に立つて頂かないと、公務員の生活を守るベースを作り出すといふことは私ではできない、その根底から私は間違つておると思はれるわけですね。一応あれは法律化してると言へばそれまででございませうが、あのときは十分そういう意味の意見を我々あなたに申上げていたわけですね。その点を特にこれは考へて頂かないと、民間給與との関係から三割以上上がつてはいけませんと言ひますが、その基本そのものがすでに間違つておるのです。そういう御意見は私は実は成り立たないと思ひます。

お伺いしまして、官房長官と実はお話し合ひいたしました。あの当時官房長官がはつきり言われた。国吏公務員だけならば、人事院の作り出したこの勧告案は、そのときは勧告案はありませうが、いや八月の中旬でしたか、あれが出たあとですから、日附を私閣下におりました。当然実施できるのだが、地方公務員のことを考へたならば、必ずしもこれはできないといつたやうなことがあつたのです。そのことは非常に私としましては疑念を持つたままに今日まで来ておるわけでありませうが、あれはどういう意味でございませうか、私にはわからないので、もつと具体的に申上げますと、あの言葉を若し正直に私たちが受取るといたしたならば、地方公務員といふものがないといひます。ならば、国家公務員だけには人事院の勧告案のあのベースは当然実施できるところおつしやつた。それは言葉を変えたならば、今あなたがたのほうで何か百二十七億とか幾らのものがあればできるとおつしやつた。言葉を変えたならば、政府案がこへ出されたその差額百二十七億といふものは地方公務員のほうにもこれを出さなければいけないから、一応政府案といふものが中間でできたことにはなるのではないかと、こういう意圖で進まれたことにはなるのではないかと、私たちがその大體解釈できるわけですね。それを逆説的に申しますと、従ひましてこの国家公務員に對して勧告案を実施した場合、政府案を実施した場合のこの差額百数十億あなたが申されたこの金は、そのまま当然地方公務員のベース改訂に全面的にこれを持つて行かなければこれは話が

それからも一つですね、その問題に關連しまして、七月のあれは中旬でしたか、私たちが総理の官邸のほうに

お伺いしまして、官房長官と実はお話し合ひいたしました。あの当時官房長官がはつきり言われた。国吏公務員だけならば、人事院の作り出したこの勧告案は、そのときは勧告案はありませうが、いや八月の中旬でしたか、あれが出たあとですから、日附を私閣下におりました。当然実施できるのだが、地方公務員のことを考へたならば、必ずしもこれはできないといつたやうなことがあつたのです。そのことは非常に私としましては疑念を持つたままに今日まで来ておるわけでありませうが、あれはどういう意味でございませうか、私にはわからないので、もつと具体的に申上げますと、あの言葉を若し正直に私たちが受取るといたしたならば、地方公務員といふものがないといひます。ならば、国家公務員だけには人事院の勧告案のあのベースは当然実施できるところおつしやつた。それは言葉を変えたならば、今あなたがたのほうで何か百二十七億とか幾らのものがあればできるとおつしやつた。言葉を変えたならば、政府案がこへ出されたその差額百二十七億といふものは地方公務員のほうにもこれを出さなければいけないから、一応政府案といふものが中間でできたことにはなるのではないかと、こういう意圖で進まれたことにはなるのではないかと、私たちがその大體解釈できるわけですね。それを逆説的に申しますと、従ひましてこの国家公務員に對して勧告案を実施した場合、政府案を実施した場合のこの差額百数十億あなたが申されたこの金は、そのまま当然地方公務員のベース改訂に全面的にこれを持つて行かなければこれは話が

第二部 人事委員会会議録第十一号 昭和二十六年十一月二十一日【参議院】

○政府委員(菅野義丸君) 人事院の勧告を仮に全部このまま実施するといたしますと、一般会計、特別会計で二百七十八億二十六年度において増加し

ますといふと、先ほどの御説明申上げたやうに相當な値上りになりますので、而も財源も倍以上に財源がかかるというやうな点で止むを得ず千五百円程度で以て案を作つたやうな次第でございませう。

○森崎隆君 副官房長官のその御意見、まあ三割以上上がるのはどうもおかしい。そのこと自体は私よくわかるのですが、ただあなたのおつしやるその意見は言葉を変えたならば、昨年末に決定したあのベースで本年の一月一日のあの実施のベースですね、あれは当然公務員が文化的な生活の最低水準を保持できるという一つの基本的なことがはつきり確立された上におきまして、余り上がらしてはいけないといふことはこれはわかりませう。言葉を変えたならば、この前のベースそのものがあつたやうに歪められておるという、言葉を変えたならば、前のベースの修正プラス今度の上昇率を加えるといふやうな建前に立つて頂かないと、公務員の生活を守るベースを作り出すといふことは私ではできない、その根底から私は間違つておると思はれるわけですね。一応あれは法律化してると言へばそれまででございませうが、あのときは十分そういう意味の意見を我々あなたに申上げていたわけですね。その点を特にこれは考へて頂かないと、民間給與との関係から三割以上上がつてはいけませんと言ひますが、その基本そのものがすでに間違つておるのです。そういう御意見は私は実は成り立たないと思ひます。

お伺いしまして、官房長官と実はお話し合ひいたしました。あの当時官房長官がはつきり言われた。国吏公務員だけならば、人事院の作り出したこの勧告案は、そのときは勧告案はありませうが、いや八月の中旬でしたか、あれが出たあとですから、日附を私閣下におりました。当然実施できるのだが、地方公務員のことを考へたならば、必ずしもこれはできないといつたやうなことがあつたのです。そのことは非常に私としましては疑念を持つたままに今日まで来ておるわけでありませうが、あれはどういう意味でございませうか、私にはわからないので、もつと具体的に申上げますと、あの言葉を若し正直に私たちが受取るといたしたならば、地方公務員といふものがないといひます。ならば、国家公務員だけには人事院の勧告案のあのベースは当然実施できるところおつしやつた。それは言葉を変えたならば、今あなたがたのほうで何か百二十七億とか幾らのものがあればできるとおつしやつた。言葉を変えたならば、政府案がこへ出されたその差額百二十七億といふものは地方公務員のほうにもこれを出さなければいけないから、一応政府案といふものが中間でできたことにはなるのではないかと、こういう意圖で進まれたことにはなるのではないかと、私たちがその大體解釈できるわけですね。それを逆説的に申しますと、従ひましてこの国家公務員に對して勧告案を実施した場合、政府案を実施した場合のこの差額百数十億あなたが申されたこの金は、そのまま当然地方公務員のベース改訂に全面的にこれを持つて行かなければこれは話が

合わないのですね。そういう点について副官房長官はどのようにお考えでございますでしょうか。

○政府委員(菅野義丸君) 恐らく官房長官がお答えいただいたのは、今度の給与報告についてではないかと思えますが、給与報告の額によりましてはそういう場合が起り得ると思えます。例えば政府部内だけならば財源も賄い得られるような場合がございまして、これを政府機関、或いは公共企業体、或いはもつと広く言えば地方公務員のことを考えますと、国家公務員の給与を、財源が一部分許すからと言つて全般的に上げるということもでない場合が考えられると思えます。で地方公務員は地方公共団体の職員だから構わないじゃないかというふうなお説もあるかも知れませんが、結局これは平衡交付金等によりまして国家財源にかかつて来る問題でありまして、現在の地方公務員法によりまして、現在の国家公務員に準ずる給与をやることになつておりますので、やはり財源として考えますときには、単に政府部内ばかりではなくて、そういうような機関を全般的にやはり考える必要があるかとかように考へる次第であります。

○森崎隆君 もう一つ、さつきのあの数字でございしますが、これは主計局の次長からあの通りの数字でいいのでございませうか、ちよつと念のために正確なところをちよつとお聞きいたします。数字をちよつとお聞きいたしますが、十月一日実施いたしましたこれは三月末まで政府案による予算はこれは一応わかつておりますが、人事院勧告案を実施した場合に、どれだけ余分に支出しなければならぬかが一つ、も

一つは八月一日に遡及して実施したした場合に、人事院勧告案ではどれだけ余計にしなければならぬか。又政府案では幾らプラスしなければならぬか。もう一つはまあこの政府案といふものが通過するといふことを条件にしまして、年末手当の三割加給ということが臨時に考えられておりますが、この当時の〇・三ですね、これに要する予算は大体どう組んでゐるか、その数字を正確なところを次長のほうからお聞きしたい。

○政府委員(東條猛猪君) この席でさうお答えができません数字と、取調べまして後刻申上げたい数字と二通りございまして、その点御勘弁頂きたいのであります。私どもの計算で十月一日から人事院勧告を実施することになりました場合に、どのくらい殖えるかという数字であります。これは先ほど副官房から申されましたように、結局一般会計におきまして一億六千六百万、特別会計におきまして六千五百一十萬といふことに相成ると計算いたしております。それからこれも御参考までに申上げますと、地方公務員につきましては百一億六千九百万といふことに相成ると思つております。それからこれも又御参考であります。私どもが先ほど来御質疑を承つておるのであります。補正予算の問題のみならず、問題は来年度予算に突つかかるという意味におきまして、平年度の数字を申上げますと、一般会計におきまして百四十億三千万、特別会計におきまして百四十九億一千五百萬、地方公務員におきまして二百八十九億七千二百萬、こういう数字に相成らうか

と思つております。あとこれを八月に遡及した場合はどうなるかといふことにつきましては、只今資料を持ち合せておりませんから後刻申上げたいと思つております。

○森崎隆君 もう一つ、年末手当のあの〇・三の予算はどのくらいになるのでしょうか。

○政府委員(東條猛猪君) つまり〇・五と〇・八との違いでございますか。それからもう一つ副官房長官にお尋ねしますが、八月一日から遡及することには事務手続上非常にむずかしい。十月一日にして二カ月分の差額を〇・三にしたわけですね。特別に年末手当の場合に〇・三を加えた場合のそれに加わる税金その他の総額、これがベースに繰込まれて、言換えますならば八月九月二カ月分を〇・三に相当する。その部分の税金との間の差額はこれはおなじものかどうかといふこと、これも今すぐにお答えできないかと思つております。お願いしたい。それからもう一つ次までにお願したいのは、八月一日に遡及して政府案を実施した場合、それと十月一日の今度の案との間の二カ月のズレの金額、それも実はお聞きしたいと思つております。そうすると両方比較ができると思つております。大体それは千五百円アップで三千円といふふうな、そういうふうにお考えだろうかと思つております。念のために一応計算をして出して頂きたい。それにつきましても又いろ／＼お伺いしたいことが出て来るかも知れませんが、結局副官房長官にお尋ねしますが、〇・三で二カ月分をあはしてまあカバーしたとおつしやいますか、この実施面に

つきましては、すでに政府は八月一日主食の値上りの機会に同時にやるべきだとおつしやつておりましたが、それが〇・三といふふうな補正されたと思つております。手続上非常にむずかしいといふのは、十月一日に遡及した場合と八月一日に遡及した場合と、そんなにはやはり手間がとれるのでございませうか。

○政府委員(菅野義丸君) 遡る期間が長ければ長いほど人の異動、或いは昇給、退職と、いろ／＼とございまして、これを一々合併するとか、或いは差額を追給するとかといふような手数が非常に多いのでございまして。又俸給の額によつて何らかの、例えば恩給等がきめられておられます場合にございましては、その決定も或いは直さなければならぬといふようなこともあります。殊に今回は企業官庁におきましては特別俸給表も作つております。この間の人事の入れ替り等も考えられます。その他特別俸給表を適用するものがたくさんございまして、非常に複雑して来るわけですね。そういう意味から言いますと、公布の日から施行するのが一番簡単でございまして、一応十月に提案いたしましたので、十月一日から適用することにした。それから複雑ないろいろな会計上の手続を成るべく少くするようにならうかといふ次第であります。

○千葉信君 森崎君の質問に対する御答弁の中で、ちよつと腑に落ちない点があつたのでお尋ねいたしますが、たしか去年の十二月給与法審議の最中に、政府のほうから人事院の勧告通りやれないのは、予算の関係上、財源の関係上不可能だといふ理由がはつきりございましたね。さうですね。

○政府委員(菅野義丸君) さうでございます。

○千葉信君 さうしますと、今年一月の給与の改訂というものは、一応これは予算の関係上政府としても人事院の勧告を実施できなかったわけであつて、今度改訂された給与が予算上に縛られたために満足なものでなかつたといふことが言えるわけですね。

○政府委員(菅野義丸君) これも価値判断は別ですが、人事院の勧告と違つておるといふ点は承りました。

○千葉信君 違つておるといふことは、政府としては人事院の勧告を尊重したいけれども、予算上どうにもできなかったという理由でございませうか。

○政府委員(菅野義丸君) さうでございます。

○千葉信君 ところで只今の森崎君の質問に対する答弁の中で、一体今年の一月給与ベースの勧告をした後で、民間の給与の上り方を見ると、決して今度の政府案よりも多く上つておらないと、こういう御答弁でございましたね。

○政府委員(菅野義丸君) さうでございます。

○千葉信君 森崎君の質問に対する御答弁の中で、今年一月の給与の改訂というものは、一応これは予算の関係上政府としても人事院の勧告を実施できなかったわけであつて、今度改訂された給与が予算上に縛られたために満足なものでなかつたといふことが言えるわけですね。

○政府委員(菅野義丸君) さうでございます。

○千葉信君 森崎君の質問に対する御答弁の中で、ちよつと腑に落ちない点があつたのでお尋ねいたしますが、たしか去年の十二月給与法審議の最中に、政府のほうから人事院の勧告通りやれないのは、予算の関係上、財源の関係上不可能だといふ理由がはつきりございましたね。さうですね。

○政府委員(菅野義丸君) さうでございます。

○千葉信君 さうしますと、今年一月の給与の改訂というものは、一応これは予算の関係上政府としても人事院の勧告を実施できなかったわけであつて、今度改訂された給与が予算上に縛られたために満足なものでなかつたといふことが言えるわけですね。

○政府委員(菅野義丸君) これも価値判断は別ですが、人事院の勧告と違つておるといふ点は承りました。

○千葉信君 違つておるといふことは、政府としては人事院の勧告を尊重したいけれども、予算上どうにもできなかったという理由でございませうか。



○千葉信君 そういたしますと、その基準になる今年の一月の給與の改訂が予算上縛られたために如何ともできなくて、満足な給與の引上げが行えなかつた。そういう状態で一月には上げておきながら、併し今度は一月以降の民間給與の引上げが政府案と同じ程度にしか上つておられないから政府案が合理的なんだと、それから又政府案は或る程度これは満足してもらえものだらうというふうな結論は出ないわけですね。

○政府委員(菅野善九君) 予算上の制約はございますが、これは国会におきましてほかの財政一般の事情を勘案されて、その程度でその予算を出すことが現在の日本の財政力からして適当であるという御判断の下にその財源を承認され、それに基づく法律案が可決されました。そして一応公務員の給與というものは成るほど人事院の勧告通りにはなつておりませんが、現在の日本の財政状態から許される最大限の給與法として一月一日より実施せよということでは国会の意思が決定されたわけでございますから、それを根據にして考えますと、先ほど申し上げましたような結果になるわけでございます。恐らく人事院の勧告の姿はこの前の勧告のものそのまま実施されておりましたならば、今回の勧告をそのまま実施してもその差というものは恐らく民間の給與の値上りと殆ど同じになつておると思ひます。

○千葉信君 私のお尋ねしているのは、そういうむずかしい問題じゃないのです。この前一月の給與の改訂は予算上の理由から政府としても思う通りに引上げられなかつた。政府自身も予算上

如何ともできなかったということをおもなにも確認されたというふうに言つておられるわけですが、従つて今度の給與改訂の場合の予算上であるとか、財源関係であるとかいふことは抜きにして、大体政府のほうでは今度も人事院案を極つておられる大きな理由は財政上とか予算上の問題に藉口しているわけですが、その問題は一応抜きにして、今菅野さんは森崎君に対する答弁の中で、一月に公務員のベースが引上げられた、ところがその一月に公務員の給與ベースが引上げられた当時からの民間の給與の引上げの状態も、今度の政府の引上げ以上に上つておられない、だから政府案も一応民間の給與と比べると合理的だという御答弁を言われておられるのですが、遺憾ながら一応その基礎になつた一月の公務員の給與というものは今申したように合理的なものじゃなくて、予算上の理由から引上げられなかつたのだというところは今もあなたは確認されたわけですが、そうするとそういう不合理なわけの又非常に低い水準で決定されてしまつたものを基礎として、その後における比較は公務員よりも高い民間の給與の水準の中での引上げと、今度の政府案の引上げが同じくらいであるからこの点で合理的だという答弁は理窟としては成立しないわけですね。

○政府委員(菅野善九君) お話御尤でございます。併し一月に実施された現在の給與法も予算上の制約を受けておりますが、そのときと比べて今度は予算上の制限がないというところは、又そういうふうな状態に日本の財政が置かれておられるというところは考えられないのでございまして、一月の実施した

給與法も予算上制約されて勧告通りい

又問題は大きいですから、今日は大体時間ありませんから、この程度で散会されることの動議を提出いたしま

○千葉信君 でずから私がこうして質問したのは、今度も又予算上の理由から低く不当に抑えられようとしてい

○政府委員(菅野善九君) 一月実施された現行の給與法が予算上いゆる勧

○木下源吾君 根本的なことは又あとでお伺いしますがね。専断裁定を政府は今度呑んだわけですから、専断裁定は計算の根定、基礎は御承知ですね。

○政府委員(東條猛猪君) 二級一級を如何いたすかというふうなことは政府がきめるといふよりも、むしろお話の

○木下源吾君 補正予算を組めないといふのはなんですか。あらかじめ収入

○木下源吾君 二級一級四四百円ですか。

○政府委員(東條猛猪君) 二級一級を如何いたすかというふうなことは政府がきめるといふよりも、むしろお話の

○木下源吾君 それは四二千二百円は違ふ、もう一通調べて見なさい。我々は

○政府委員(東條猛猪君) 御承知の通りに公共企業体の給與体系の問題につきましましては政府がこれを承認するとか、乃至は政府としてこういうことが適當であるとかいう判断を加えるよりも、むしろ国会で議決せられました給與総額の範囲内において、仲裁委員会の意向を尊重して当時者双方がきめるということになつております。従つて公共企業体の或る級の給與と、国家公務員の給與というものが必ずしも一致しなければならぬものであるという結果にはならぬでも、場合によつては止むを得ないところ考えております。

○木下源吾君 私は一緒にならなければいけないと言つておるのじやないのですよ。大体生計費か、最低の生活費がどこかで一体食つて行かれるかというのをやつぱり考えてるだらうと思ふのです。あなたのほうで。ただ漫然と金がないからこれだけで働けたつてそういうわけには行かない、人を使うのだから。そこで一方においては少くとも最低ですな。そこではこれだけなければ食つて行けない。到底この政府はそんな余計なものをやれつこない。そこでその専売ではこれだけなければ食つて行けない。公務員はこれだけで食つて行けないことは、同じ日本人であれば成り立たないと思ふのです。そこをどう考えているかといふことを聞きたい。

○政府委員(東條猛猪君) これは先ほど副長官から申上げました通り、今回の政府案では標準生計費は減税その他を考へまして、四千円が大体標準になるというふうに考へておるわけでありませう。そうしてそれを實現し得るようになつて御審議願つてお

るわけでありませう。○木下源吾君 僕は今のは、あなたたちの政府案の基礎はそれはまだこれから二、三日も開かなければわからないけれども、そうではなく、専売の場合と今のこつちの場合とを比較して今あなたに聞いておるわけなんです。幾ら言つたところがあなたのほうはこれだけで食つて行けるのだというのだから、一方のほうではこういうような同じ機関だから、政府機関のようなものですよ。そこではこういうようなところではなければ食つて行けないということがいふ／＼それ／＼の機関で決定してきまつておるのです。ただ漠然とした政府案、漠然として民間給與がどうだとかこうだとかいうようなことは、民間というものはびんからきりまであるのだから、そんなことでは水掛論になるけれども、大体政府は公共企業体の元締めをしておるのだから、予算総額とか何とかいふことは、大蔵省のほうで、これなら手近なことは政府のほうでわかるのだと思つて聞いておるわけなんです。従つて今度の私の今のこれからあなたたちに聞こうといふのは、実際に食えない、食えないだけの給與でそうして使うといふこの不合理をあなたたちの考へではそれは合理的だと言ふ、それを我々には不合理と考へるので、それでいふ／＼あつちからもこつちからも理窟を持つて来て渡り合

らうわけなんです。今度はですから結局私の聞くほうは、あなたたちの今度のきめたやつはいいのだという根拠を考へておるのじやないです。私のほうはそういう意味で聞くのでありませう。只今の質問も、専売のほうは裁定でこれだけでは食つて行けないといふ

のに、やはりこれは政府のほうが關係しておるのです。給與、予算総額とかいふ／＼……、そういうふうにならんと關係しておるものが食つて行けないというのに、公務員だけはこれだけで食つて行けるという理窟はないのだから、それだけのことはお考へになるだらうと思つてお聞きしておるわけなんです。

○政府委員(東條猛猪君) 先ほど申上げておるようになりますに、給與総額というものは国会の議決したことで、その範囲内におきまして当時者双方が協議をしてきめるのでありまして、これは公共企業体労働関係法と、国家公務員の給與に関する法律とは別個の法律が国会の議決によつてきまつておりまして、それに従つて給與のいろ／＼基準なり体系というものがきまつております。という以上は多少のそこに違いがありませう、仲裁委員会の裁定或いは当時者双方の話し合の結果が政府案と違つておるから政府のほうは不合理だということにはなるまいと思ひます。

○木下源吾君 それではこのくらいにしておきます。○委員長(吉田法晴君) それでは先ほど千葉委員のほうから動議がございましてから、本日はこれを以つて散会をして御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉田法晴君) それでは本日はこれを以て散会いたします。午後四時四十三分散会

昭和二十七年一月十二日印刷

昭和二十七年一月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局